

会員学習グループに関する内規

第1条（目的）

この内規は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会（以下、「協会」という）関西支部の会員（定款第6条第1号の正会員をいう。以下同じ）が相集って、会員相互の交流及び研鑽をするための会員の学習グループ（以下、「会員学習グループ」という）について定めることを目的とする。

第2条（会員学習グループの結成等）

会員学習グループの結成にあたり次の各号のすべてに該当することを要する。

- (1) 10人以上の会員が加入するものであること
 - (2) 第3条に定める基準に沿って、活動の目的を明示し、統一体として活動できるものであること。
 - (3) 選挙またはこれに準ずる民主的な手続きにより、代表者が選出されるものであること。
 - (4) 支部の組織と誤解されることがない独自の名称を有していること。
2. 会員学習グループを結成しようとする会員は、当該会員学習グループの代表者が支部長に会則もしくはそれに準ずるもの、会員学習グループの名称、代表者名及び代表者の連絡先等の届け出をし、承認を受けなければならない。承認は、運営幹部会で行う。
3. 会員学習グループは、名称を変更したとき及び代表者を変更したとき又は解散したときは、速やかに支部長に届け出なければならない。

第3条（会員学習グループの活動と申請・登録）

会員学習グループは、次の各号に掲げる活動を行うことができる。

- (1) 会員学習グループに加入している者（以下、「加入者」という）の相互研鑽に資するための学習
 - (2) 加入者のカウンセリング能力の向上を目指した実践的な訓練のための活動。本活動はボランティアによることを原則とし、有料による活動は含まない。ただし、交通費の支給等社会通念上の実費支給は認めるものとする。
 - (3) 「ポイント制度内規」に定める更新ポイントに関する証明
 - (4) 支部との連携及び協力
2. 会員学習グループが、前項第3号の活動をしようとする場合は、その活動に関する学習等の内容及びその他の事項について支部長に申請し、その承認を受けなければならない。
3. 会員学習グループは、様式第1号及び第2号により、毎年度の経理状況及び加入者名を翌年度の4月末までに支部長に報告しなければならない。その他支部が会員学習グループ活動の健全性を確認するために、会員学習グループは必要に応じて活動を開示しなければならない。
4. 付与ポイントの申告は、その都度又は年度末までに一括して証明書を添付して申請しなければならない。

第4条（禁止事項）

会員活動グループが次の各号に当たる活動を行うことを禁止する。

1. 協会倫理綱領に反すること

2. 政治活動及び宗教的活動
3. 加入者の個人情報目的外使用及び漏出
4. 加入者の営利を目的とした活動
5. 協会並びに支部の名称を使用して対外的な活動を行うこと
6. その他公序良俗に反すること

第5条（ポイント付与）

ポイント付与については、毎年4月末提出の活動報告及びポイント申請書に基づき、運営幹部会で審査の上、ポイント内規に定められたポイントを付与する。ただし、個人に対し最大で20ポイントを上限とする。

第6条（会員学習グループの登録取り消し）

支部は会員学習グループが以下の項目に該当するときは、代表者に弁明の機会を設けたうえで、会員学習グループの登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条（禁止事項）の行為を行った場合
- (2) 活動実績の確認が取れない場合

第7条（その他）

この内規に定めのない事項については、協会の会員学習グループに関する規程に準ずる他、運営幹部会で協議して決定する。

（付則）

1. この内規は、平成27年10月23日より施行する。
2. この内規は、令和5年6月19日から改定する。

【様式第1号】

（会員学習グループ名）

平成〇〇年度 経理報告

No.	活動名	実施日	収入	支出	差引
1					
2					
3					
4					
5					
計					

【様式第2号】

（会員学習グループ名）

平成〇〇年度 加入者報告

No.	会員番号	氏名